

社会福祉協議会とは

ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして

社会福祉協議会は、
地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、
「住民主体の理念」に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」実現のために活動しています。



社会福祉協議会は、
昭和26年（1951年）に制定された
社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき
設置された「民間の社会福祉活動を推進すること」を
目的とした非営利の民間組織です。

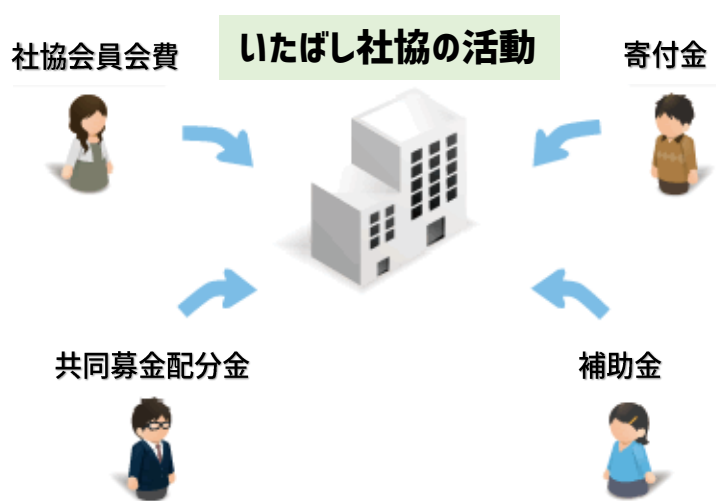
それぞれの都道府県、市区町村に設置され、住民や
民生・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの
社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の
参加・協力のもと、さまざまな活動を行っています。

たとえば、各種の福祉サービスや相談活動、
住民福祉活動の支援、共同募金運動への協力など、
全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、
さまざまな場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。



いたばし社協は、昭和29年に発足し、昭和40年に社会福祉法人として認可を受け、住民のみなさまとともに、閉じこもり防止を目的とした「福祉の森サロン活動」や、募金活動や社会福祉協議会の特性を活かしたサービスの提供など、行政だけでは担えない、地域の特性を踏まえ、独自の事業に取り組んでいます。

いたばし社協は、地域のさまざまな社会資源とのつながりを持ち、多くの住民の方々との協働を通じて、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしています。



これらの地域福祉への取り組みには、社協活動を応援し、賛同してくださる地域のみなさまからの社協会員会費、寄付金、共同募金の配分金などが財源となっています。

社協の目的・法的位置付け

社会福祉協議会は、**社会福祉法第109条**（市区町村社協）に規定され、社協の目的には「**地域福祉の推進を図ること**」とされています。

【社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会および地区社会福祉協議会）】 第九十九条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数数の五分の一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。